

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、1月20日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター ☎5320-4592

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可

*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり

*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

【問合せ】保健予防課感染症係 ☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



保管をお願いします
新型コロナウイルス
ワクチン予防接種済証

接種券に付随している、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の紛失により、再発行を希望する方が増えています。ワクチン接種を終了した後も保管をお願いします。

また、ワクチン接種に関する最新情報は、1月14日発行の新型コロナウイルスワクチン接種特集号や区ホームページをご覧ください。



墨田区コロナワクチン
接種問い合わせダイヤル
☎0120-714-587

*午前8時半～午後5時15分

*日本語、英語、中国語、韓国語での相談可



墨田区新型コロナウイルスワクチン接種広報大使「わく丸」

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

資源の有効活用にご協力を
古着・金属製調理器具などの
回収とフードドライブ

ご家庭で不用になった古着や金属製調理器具などを回収します。同時に、余っている食料品等を回収するフードドライブを実施します。

【回収日時/回収場所】▶2月19日(土)/ひいらぎ公園(八広1-16-11) ▶2月20日(日)/中和公園(菊川1-18-25) *いずれも午前9時～午後2時

【回収品目】洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食料品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ *汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合あり *詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照

【対象】区内在住の方 *事業者を除く【費用】無料【持込方法】それぞれを別の袋に入れて当日直接会場へ *車での来場は不可

【問合せ】すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228

障害のある方への虐待を防ぐために
墨田区24時間障害者虐待
通報ダイヤル

障害のある方への虐待を防ぐには、小さな兆候を見逃さず、早期に発見することが大切です。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、障害のある方への虐待を発見した方は区市町村へ通報する義務があります。

虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した方や、虐待を受けた方、虐待をしたと悩んでいる方は、すぐに通報ダイヤルへご連絡ください。秘密は厳守され、連絡した方が特定されることはありません。また、虐待ではなかった場合でも、通報したことへの責任を問われることはありません。

【連絡先】墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル ☎3625-1103・FAX5608-6423・E:SYOUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp【費用】無料 *通話料・通信料は自己負担【問合せ】障害者福祉課障害者相談係 ☎5608-6165・FAX5608-6423

ぜひ、ご利用ください
自宅からのe-Tax申告

確定申告は、国税庁の確定申告書等作成のホームページからいつでもできます。スマートフォンで給与所得の源泉徴収票を撮影すると、金額や支払者情報等が自動で入力される機能もあります。また、令和3年分の確定申告から、パソコン画面に表示された2次元バーコードをスマートフォンで読み取ると、ICカードリーダーがなくても、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できるようになりました。さらに、スマートフォン専用画面の対象範囲が拡大されます。ぜひ、ご利用ください。

【問合せ】▶本所税務署 ☎3623-5171 ▶向島税務署 ☎3614-5231

▶税務課課税係 ☎5608-6135

ご注意ください
にせ税理士・にせ税理士
法人

税理士資格のない者が税務相談や税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。さらに、専門的知識が欠けている等の理由から、納税者が不測の損害を被るおそれもあります。税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。「にせ税理士」「にせ税理士法人」にご注意ください。

税理士の制度および業務については東京税理士会のホームページをご覧ください。

【問合せ】▶東京税理士会本所支部 ☎3626-1148 ▶東京税理士会向島支部 ☎3614-8528 ▶税務課課税係 ☎5608-6008

第2弾が始まりました
マイナポイント事業

令和3年12月末まで、マイナンバーカードを活用した国の消費活性化策の一環として実施されたマイナポイント第1弾に続き、1月1日から第2弾が開始されています。マイナンバーカードを取得した方のうち、第1弾に申し込んでいない方

が第2弾の対象となります。また、第1弾に申し込んだ方で、まだ上限の5000円分までポイント付与を受けていない方は、引き続き上限までポイントの付与を受けることができます。詳細は、マイナポイント事業のホームページをご覧ください。

なお、ポイントの付与には、事前にマイナポイントの申込み(キャッシュレス決済サービスの選択)を行い、期間内に購入やチャージをする必要があります。付与の時期等の詳細は、各決済事業者にお問い合わせください。

また、マイナンバーカードを、健康保険証として利用申込みした方や、公金受取口座の登録をした方へのポイント付与の開始時期などについては、決定次第、区ホームページ等でお知らせします。

■マイナポイントの予約・申込手続支援窓口

ICカードリーダーやマイナンバーカード対応のスマートフォンなどを持っておらず、マイナポイントの予約・申込みができない方の支援を行っています。申し込む決済サービスに必要な事前準備を必ずご確認ください。

【開設期間】月曜日～金曜日の午前10時～正午、午後1時～4時(祝日を除く)【ところ】区役所1階区民相談コーナー【対象】区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方

【問合せ】▶マイナポイント事業について=マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 ▶支援窓口について=ICT推進担当 ☎5608-6226

取扱業者を募集します
生ごみ処理機・生ごみ処理容器

区では、家庭から出る生ごみのリサイクルと減量を目的に、区民の皆さんが生ごみ処理機・生ごみ処理容器(コンポスト化容器等)を通常よりも低価格で購入できるよう、あっせんしています。この生ごみ処理機等を低価格で提供する事業者を募集します。詳細はお問い合わせください。

【申込み】2月12日までに、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11) ☎3613-2229へ